

## 第3章 基本施策

## 3-1 基本施策の体系

基本方針		基本施策	
(1) シンボルとなるみどり	1) 和泉山脈	みどりの多様な機能を踏まえた自然環境の保全・育成・活用	基本施策1：森林環境の保全・育成 基本施策2：森との交流の促進 基本施策3：森林ボランティアの育成
	2) 信太山丘陵	生物多様性に満ちた里山環境の保全と活用	基本施策4：里山環境の保全と活用 基本施策5：信太山丘陵里山自然公園の開設
(2) 拠点となるみどり	1) 拠点となる都市計画公園・緑地	公園・緑地の適切な維持管理と未着手・未開設区域のある公園・緑地の計画的な整備推進	基本施策6：整備済み公園・緑地の適切な維持管理と更新 基本施策7：未着手・未開設区域のある公園・緑地の見直しと計画的な整備
	2) 農業体験や自然ふれあい拠点施設	農業体験や自然ふれあい拠点の活用	基本施策8：「いずみふれあい農の里」や「南部リージョンセンター」の農業体験等の拠点としての活用 基本施策9：「槇尾川上流部」の自然とのふれあいの場としての活用
	3) 歴史資源・観光施設	歴史資源や観光施設を拠点としたみどりのまちづくりの推進	基本施策10：「池上曾根史跡公園」を拠点としたみどりのまちづくりの推進 基本施策11：「久保惣記念美術館」等を拠点としたみどりのまちづくりの推進
	4) 和泉市役所（イズミ広場）	新たなみどりの拠点の整備	基本施策12：市民の憩いの場、活動の場となる新たなみどりの拠点の整備

基本方針			基本施策
(3) 軸となる みどり	1) 主要な 河川	エコロジカルネット ワークの形成と自然 とのふれあいの場と しての活用	基本施策13：河川環境及びこれに対す る生態系の保全と活用
	2) 主要な 幹線道路	街路樹の適切な維持 管理と緑化の推進に よる魅力ある道づく り	基本施策14：街路緑化の推進と適切な 維持管理 基本施策15：和泉中央線沿線のみどりの まちづくり
	3) 歴史街 道	歴史的まちなみを活 かしたみどりのまち づくり	基本施策16：歴史的まちなみの保全と みどりのまちづくり 基本施策17：小栗街道を中心とした歴 史資源ネットワークの 構築
(4) みどりの 土地 利用	1) 農林工 リア（林 地）	林業振興と豊かな自 然環境の保全	*基本施策1～3に準ずる。
	2) 農林工 リア（農 地）	農地の保全と農との ふれあいの場として の活用	基本施策18：営農活動を基本とした農 地の保全 基本施策19：農地の活用促進 基本施策20：ため池の保全と環境整備
	3) 都市拠 点エリア	まちの顔としてのみ どりのまちづくりの 推進と適切な維持管 理	基本施策21：賑わいや潤いを演出する みどりの創出 基本施策22：適切な維持管理とまちの 顔としてのみどりのま ちづくり *公園・緑地に係る施策については、基 本施策6・7に準ずる。

基本方針			基本施策
(4) みどりの 土地 利用	4) 住宅エ リア	人口減少・少子高齢化 を踏まえながら潤い のあるみどりのまち づくりの推進	基本施策23：新たなまちづくりにあわ せた計画的な緑化 基本施策24：空家・空地対策等とあわ せた身近なみどりの創 出 基本施策25：民有地の緑化誘導、緑地 保全・活用 基本施策26：生産緑地制度を活用した 都市内農地の保全 基本施策27：公共施設等の緑化 *公園・緑地に係る施策については、基 本施策6・7に準ずる。
	5) 工業エ リア	みどりの適切な維持 管理と緑化誘導によ る魅力あるまちづく り	基本施策28：みどりの適切な維持管理 とさらなる緑化誘導
(5) みどりの まちづ くり への参 画と協 働	1) みどりの まちづ くりに関 わる人材 の育成	意識醸成、人材・活動 団体育成の継続	基本施策29：みどりのまちづくりへの 関心の向上 基本施策30：みどりのまちづくりに対す る学習機会の提供 基本施策31 みどりのまちづくりに関 する情報提供の充実
	2) みどりの まちづ くりへの 参画促進	みどりのまちづくり への参画機会の提供	基本施策32 市民のみどりのまちづく りへの参画機会の提供 基本施策33 みどりのまちづくり活動 への支援 基本施策34 大学及び事業者との連携 によるみどりのまちづ くり

### (1) シンボルとなるみどり

#### 1) 和泉山脈

##### ●みどりの多様な機能を踏まえた自然環境の保全・育成・活用

和泉山脈は大部分がスギ・ヒノキ等の植林地ですが、一部に自然性の高い植生（アカガシ群落やケヤキ・ムクノキ群集等）が見られます。貴重な動植物が生育・生息しており、市民が豊かな自然環境にふれあうことのできる大切な場所となっています。

みどりの多様な機能を維持していくためにも、自然環境を保全・育成し、市民のレクリエーションの場、自然ふれあいの場として活用を図ります。

#### 基本施策1: 森林環境の保全・育成

農林課、環境保全課

##### ➤ 保全・育成

- ・ 保安林、国定公園、近郊緑地保全区域をはじめとする保全制度を活用した森林の公益的な機能の維持増進を図るとともに、森林保全事業を展開します。
- ・ 急傾斜地崩落危険区域、砂防指定区域における自然災害を防止するため、森林の保全・育成・整備を推進します。
- ・ 「和泉市森林整備計画」に基づき、健全な森林の育成に努めるとともに、枯死などが見られるなど森林の質が低下している区域については、森林荒廃の防止と育成に努めます。
- ・ 森林環境譲与税を活用し、林業経営と森林管理の適正化を図る森林経営管理制度の導入に取り組みます。
- ・ 林道整備などの林業基盤整備においては、環境への負荷を最小限にとどめます。

##### ➤ 生態調査

- ・ 生きものの生態調査を実施し、現状把握に努めます。
- ・ 絶滅が危惧される生物や天然記念物の生息・分布状況を把握し、保全に努めます。
- ・ 生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などの生息・分布状況の把握について検討します。
- ・ 特定外来生物について、市民団体などと協力し対策を検討します。

## 基本施策2: 森との交流の促進

### 公園緑地課、生涯学習課

- 豊かな自然が残る金剛生駒紀泉国定公園内にレクリエーション施設として整備された「ダイヤモンドトレール」や「近畿自然歩道」を適切に維持管理することにより市民の利用促進を図るとともに自然と親しむ拠点の整備を府と協力して促進します。
- 槇尾山グリーンランド等を自然環境学習の場として活用を図ります。
- 槇尾川施福寺周辺の歴史資源の保全と観光・レクリエーション利用と連携した自然公園事業を促進します。



図：山地美化キャンペーン

## 基本施策3: 森林ボランティアの育成

### 農林課

- 土地所有者及び森林組合との連携により、市民等による森林育成活動への取り組みを進めます。
- 放置された人工林や竹林などで荒廃した森林を企業が広葉樹化する府の「アドプトフォレスト制度」を活かし、企業に参画を要請したり、候補地を選定するなど支援を行います。



図：森林ボランティアの活動

## 2) 信太山丘陵

### ●生物多様性に満ちた里山環境の保全と活用

信太山丘陵は、市街地近郊に残された貴重なみどりです。自然性の高いヨシ等の湿生植物のほか、自然林に近いシイ・カシ林等の植生が見られるとともに、貴重な動植物が生息・生育しています。

そこで、信太山丘陵に「保全配慮地区」を設定し、本市において重点的に緑地の保全に配慮を加える地区として位置付けることで、市としての保全の姿勢を明確にし、生物多様性に満ちた里山環境を保全するとともに、公民協働により多様な利用を促進します。

### 基本施策4: 里山環境の保全と活用

#### 公園緑地課、環境保全課

- ・ 生きものの生態調査を実施し、現状把握に努めます。
- ・ 絶滅が危惧される生物や天然記念物の生息・分布状況を把握し、保全に努めます。
- ・ 生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などの生息・分布状況の把握について検討します。
- ・ 特定外来生物について、市民団体などと協力し対策を検討します。
- ・ 保全活動を通じた生きがいつくりの場として活用します。

### 基本施策5: 信太山丘陵里山自然公園の開設

#### 公園緑地課

- ・ 信太山丘陵における市有地を都市計画公園として位置付け、公民協働により里山環境を保全する拠点として位置付けるとともに、市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場として活用します。
- ・ 周辺に立地する聖神社、蔭涼寺、池上曾根遺跡、葛葉稻荷神社、和泉黄金塚古墳等とも連携し、自然と歴史の継承、一体的な活用を図ります。



図：信太山丘陵保全活動



図：信太山丘陵保全活動



### 参考:信太山丘陵の概要

本市の北部地域に広がる信太山丘陵一帯は、旧陸軍や自衛隊の演習場として利用され、開発を免れてきた結果、市街地の近くながら貴重な湿原や草地といった多様な自然環境が維持されてきました。

こうした自然環境の貴重性が評価され、環境省の「重要里地里山」に選定されているとともに、「大阪府レッドリスト 2014」では“生物多様性ホットスポット”のAランクとして、『近畿圏の都市環境インフラのランドデザイン(H18、国土交通省等)』では“保全等を検討すべき地域”の1つに位置づけられています。

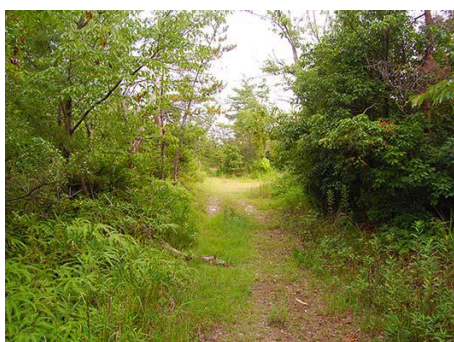
また、信太山丘陵里山自然公園には、こうした貴重な湿原や草地が残され、カスミサンショウウオ（絶滅危惧Ⅰ類：大阪府、絶滅危惧Ⅱ類：環境省）をはじめ、多数の希少な動植物の生息が確認されており、地域のシンボルとして次世代へと継承すべき貴重な自然環境を形成しています。



図：信太山丘陵一帯（写真提供：田丸氏）



図：計画地内に残る草地



図：湿原や草原が特徴である計画地で進む樹林化



図：カスミサンショウウオ（幼生）

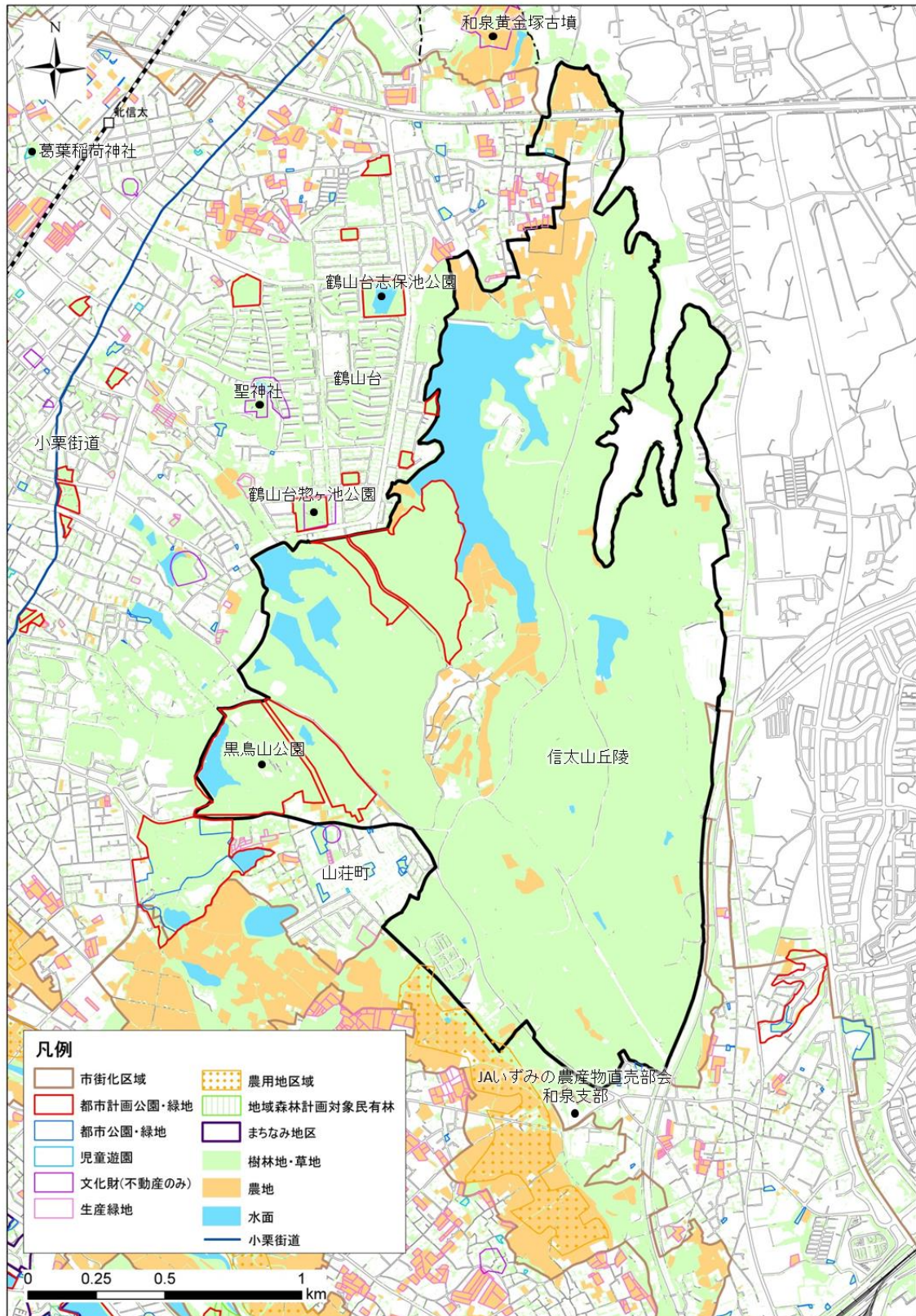


図 信太山丘陵保全配慮地区



## (2) 拠点となるみどり

### 1) 拠点となる都市計画公園・緑地

#### ●公園・緑地の適切な維持管理と未着手・未開設区域のある公園・緑地の計画的な整備推進

拠点となるみどりとして位置付けた都市計画公園・緑地は、地区公園以上の都市計画公園と光明池緑地です。これらの公園・緑地は、みどりとしての一定の規模とまとまりを持ち、市民のふれあいの場や身近な自然とのふれあいの場等として地域の拠点となります。

既に整備されている公園・緑地では、適切に維持管理を進め質の向上を図るとともに、未着手・未開設区域のある公園・緑地については、適宜見直しを行うとともに計画的な整備を進めます。

#### 基本施策6:整備済み公園・緑地の適切な維持管理と更新

##### 公園緑地課

- ・ 利用者のニーズ対応や計画的な公園施設の維持管理を進める中で、機能改善が必要と考えられる公園・緑地について、多様な利用促進や公園利用者の利便性の向上を図り(バリアフリー化等)、地域の活性化に寄与する公園機能の充実を目指してリニューアルを進めます。
- ・ 生きものの生育・生息空間を積極的に創出することにより、生物の多様性の維持・回復に努めます。
- ・ 都市公園を災害時の活動拠点として活用できるよう防災機能の整備を推進します。
- ・ 都市公園について、計画的な予防保全(点検、補修、補強等)を促進し、長寿命化及びライフサイクルコストの平準化を図ります。
- ・ 健康づくり、子育て、教育などの多様な分野と連携するとともに、行政、指定管理者、地域住民等が連携し柔軟に維持管理を進めます。



図：かまどベンチ



図：マンホールトイレ等

- 未着手・未開設区域のある公園・緑地については、みどりが不足する地域や防災性が求められる地域を優先するなど、計画的な整備を行います。
- 都市的土地利用の進展や財政的な制約などにより、長期にわたり未着手・未開設区域のある公園については、人口減少や少子高齢化等の地域の状況や市民ニーズの変化等を踏まえ、改めて公園に求められる機能を明確にし、必要に応じて見直しを行います。
- 公園の整備にあたっては、市民のニーズを踏まえた地域活性化に資する公園づくりを進めるために、ワークショップなどによる市民等との協働による計画づくりを進めます。

## 2) 農業体験や自然ふれあい拠点施設

### ●農業体験や自然ふれあい拠点の活用

拠点となるみどりとして位置付けた「いずみふれあいの農の里」や「南部リージョンセンター」は、農業体験や市内農産物の販売等が行われており、都市農村の交流の場となっています。また、「槇尾川上流部」は、槇尾川ダムの事業用地を活用した自然とふれあう府民の交流の場となっています。

市民の農業への関心や自然とのふれあい活動を進めるために、これらの施設や地区を今後も積極的に活用します。

### 基本施策8:「いずみふれあい農の里」や「南部リージョンセンター」の農業体験等の拠点としての活用

公民協働推進室、農林課

- ・「いずみふれあい農の里」では、グリーンツーリズムの観点から、花と農にふれ、楽しむことのできる農業体験拠点として農業体験プログラムの提供を行います。
- ・「南部リージョンセンター」では、市内産農産物のPR等を積極的に行います。



図：いずみふれあい農の里



図：南部リージョンセンター



図：いずみふれあい農の里  
農業体験

### 基本施策9:「槇尾川上流部」の自然とのふれあいの場としての活用

道路河川室、公園緑地課

- ・豊かな自然環境を生かした緑とのふれあい空間をめざし、槇尾川ダムの事業用地を活用した府民交流の場所づくりを進めます。また、既存の施設と連携を行うなど、新たな地域振興につなげます。

### 3) 歴史資源・観光施設

#### ●歴史資源や観光施設を拠点としたみどりのまちづくりの推進

拠点となるみどりとして位置付けた「池上曾根史跡公園」は、貴重な歴史資源を保存する場であるとともに、地域の憩いの場、レクリエーションの場として活用されています。「久保惣記念美術館」や「桃山学院大学」、「宮ノ上公園」周辺は、教育、研究、文化・交流機能などのさらなる充実を図ることとしています。

「池上曾根史跡公園」では、今後も貴重な歴史資源を保全する場、学ぶ場として活用するとともに、周辺の社寺等の歴史・文化資源とも連携したみどりのまちづくりを進める拠点とします。「久保惣記念美術館」や「桃山学院大学」、「宮ノ上公園」周辺では、桃山学院大学とも連携し、周辺との調和に配慮した景観づくりに取り組みます。

#### 基本施策10:「池上曾根史跡公園」を拠点としたみどりのまちづくりの推進

文化財振興課、公園緑地課

- ・ 史跡池上曾根遺跡とともに、周辺に位置する史跡和泉黄金塚古墳等においても整備・保存に取り組み、貴重な歴史資源を次世代に継承するとともに、観光拠点としての活用を図ります。
- ・ 池上曾根史跡公園やいずみの国歴史館等の展示公開施設について、泉大津市立池上曾根弥生学習館及び大阪府立弥生文化博物館と連携し、観光拠点として一体的な活用を図ります。
- ・ 史跡池上曾根遺跡とともに、周辺地域の緑化を進めることにより歴史とみどりのまちなみ形成を推進します。
- ・ 信太山丘陵とも連携し、池上曾根遺跡周辺での文化的資源を生かしたネットワーク化を推進します。



図：池上曾根遺跡



図：和泉黄金塚古墳



## 基本施策11:「久保惣記念美術館」等を拠点としたみどりのまちづくりの推進

### 公園緑地課、道路河川室

- 久保惣記念美術館、桃山学院大学、宮ノ上公園を中心とした周辺地域を「緑化重点地区」に設定することを検討し、「美術館のあるまち」、「アカデミックなまち」としてみどりのまちづくりを進め、本市の都市イメージアップや、魅力の創出・発信を行う地域として来訪促進につながる環境づくりを図ります。
- 松尾川や松尾川河川敷公園（通称：ひつじ公園）等の河川とも連携したまちづくりを進めます。
- 桃山学院大学とも連携し、大学のみどりを保全するとともに、適切に維持管理を行います。
- 昔ながらの屋敷が残る地区について、その落ち着いたまちなみを保全するため、周辺との調和に配慮した景観づくりに取り組みます。



図：久保惣記念美術館



図：宮ノ上公園

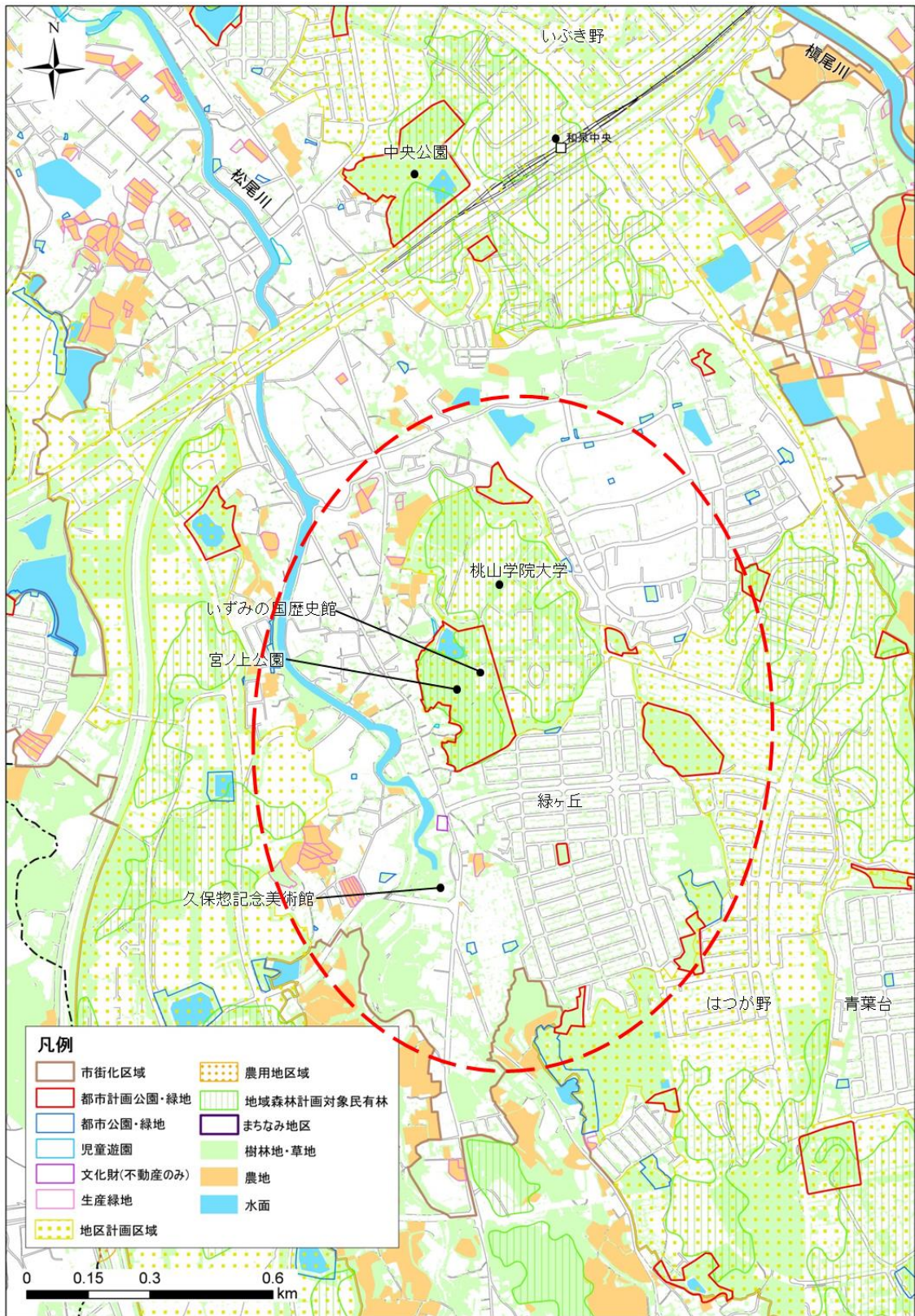


図 久保惣記念美術館等周辺緑化重点地区（候補）



#### 4) 和泉市役所（(仮称) イズミ広場等）

##### ●新たなみどりの拠点の整備

現庁舎は、耐震性や老朽化への対応といった建物自体の安全性に関わる課題のほか、庁舎の分散化、狭あい化、ユニバーサルデザインへの対応、交通アクセス渋滞などの課題を抱えており、これらの課題を解消するため、新庁舎の整備を行うとともに、みどりの拠点となる「(仮称) イズミ広場」等を整備します。

#### 基本施策12:市民の憩いの場、活動の場となる新たなみどりの拠点の整備

##### 総務管財室

- 新庁舎の整備にあたっては、敷地中央に新庁舎と連携した(仮称)イズミ広場等を設け、市民が休憩したり、イベント会場として利用できるなど、市役所と一体となった、誰も利用できる場として整備します。
- 子どもからお年寄り、障がいのある方など誰もが利用しやすい環境となるよう、多様なニーズに対応した施設とします。
- 周辺環境との調和を図った敷地内の植栽計画とします。



図：新庁舎パース（仮称）イズミ広場



図：新庁舎パース（仮称）サトマチ広場

### (3)軸となるみどり

#### 1) 主要な河川

##### ●エコロジカルネットワークの形成と自然とのふれあいの場としての活用

榎尾川や松尾川は、近隣市と一体となって海から山をつなぐエコロジカルネットワークを形成し、生物の移動空間となっています。また、これらの河川周辺には一部に自然性の高い植生が残され、貴重な動植物が生息・生育しています。

今後もエコロジカルネットワークの維持・形成を図るために、大阪府や周辺市と連携して河川環境を保全するとともに、周辺のため池、河畔林などのみどりと一体となって生態系の保全を図ります。また、市民が身近に自然とふれあえる場として活用を図ります。

#### 基本施策13:河川環境及びこれに対する生態系の保全と活用

道路河川室、環境保全課、農林課

##### ➤ 水系としての環境保全と活用

- ・ 父鬼川、東榎尾川、榎尾川、松尾川等の源流部の渓谷において、自然災害の防止を図るとともに、地域特有の環境として森林の保全・水系の保全に努めます。
- ・ 源流部の森林とともに、上・中流域の農地を保全・育成し、流水の確保に努めます。
- ・ 自然が多く残る上流部では、河川周辺の植生や河畔林の保全・育成、生物の生息・生育環境の保全・回復に努めるなど、大阪府と協力して自然環境への配慮に努めます。
- ・ 中流部の親水空間や下流部の河川公園などは、地域に憩いと安らぎを与える貴重な空間であることから、地域住民や関係機関と協働し水辺空間を維持するなど、大阪府と協力して引き続き市民に親しまれる川づくりに努めます。
- ・ 水質については、環境基準の達成はもとより、多様な生物の生息・生育環境の保全、良好な景観の確保に向けて、大阪府との協力のもと、地域住民や学校等と連携し更なる水質改善に努めます。



➤ **生態調査の実施**

- 生きものの生態調査を実施し、現状把握に努めます。
- 絶滅が危惧される生物や天然記念物の生息・分布状況を把握し、保全に努めます。
- 生きものの生育・生息空間を積極的に創出することにより、生物の多様性の維持・回復に努めます。
- 生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などの生息・分布状況の把握について検討します。
- 特定外来生物について、市民団体などと協力し対策を検討します。

## 2) 主要な幹線道路

### ●街路樹の適切な維持管理と緑化の推進による魅力ある道づくり

主要な道路には街路樹が整備され、車道と歩道が分離されることで、人々が安全・安心、快適に移動できる空間が確保されるとともに、美しく風格のあるまちなみの実現に寄与しています。

既に整備されている街路樹については適切に維持管理を行うとともに、今後新たに整備する道路については緑化を行うことにより、魅力ある道づくりを進めます。

### 基本施策14:街路緑化の推進と適切な維持管理

#### 道路河川室、土木維持管理室

- ・ 今後整備する都市計画道路や幅員 10m以上の道路等において、街路緑化を推進します。
- ・ 道路のバリアフリー化などとともに植栽を行い、歩行者・自転車が快適に移動できる空間整備を行います。
- ・ 沿道緑化と公共空間における施設構造物のデザイン化を図るほか、沿道建築物のセットバックした部分のみどりの活用など、市民との連携を図りながら市街地における魅力ある良好な沿道景観の形成を図ります。
- ・ すでに緑化が施されている道路などについては、適切な維持管理に努め緑地の保全を図ります。

### 基本施策15:和泉中央線沿線のみどりのまちづくり

#### 公園緑地課、土木維持管理室

- ・ 和泉中央線沿線を「緑化重点地区」に設定することを検討し、街路緑化の推進と適切な維持管理を進めるとともに、都市公園・緑地、公共施設の計画的な整備・維持管理、民間施設の緑化を促進し、本市のシンボル軸として風格のある景観を形成します。



図：和泉中央線のみどり

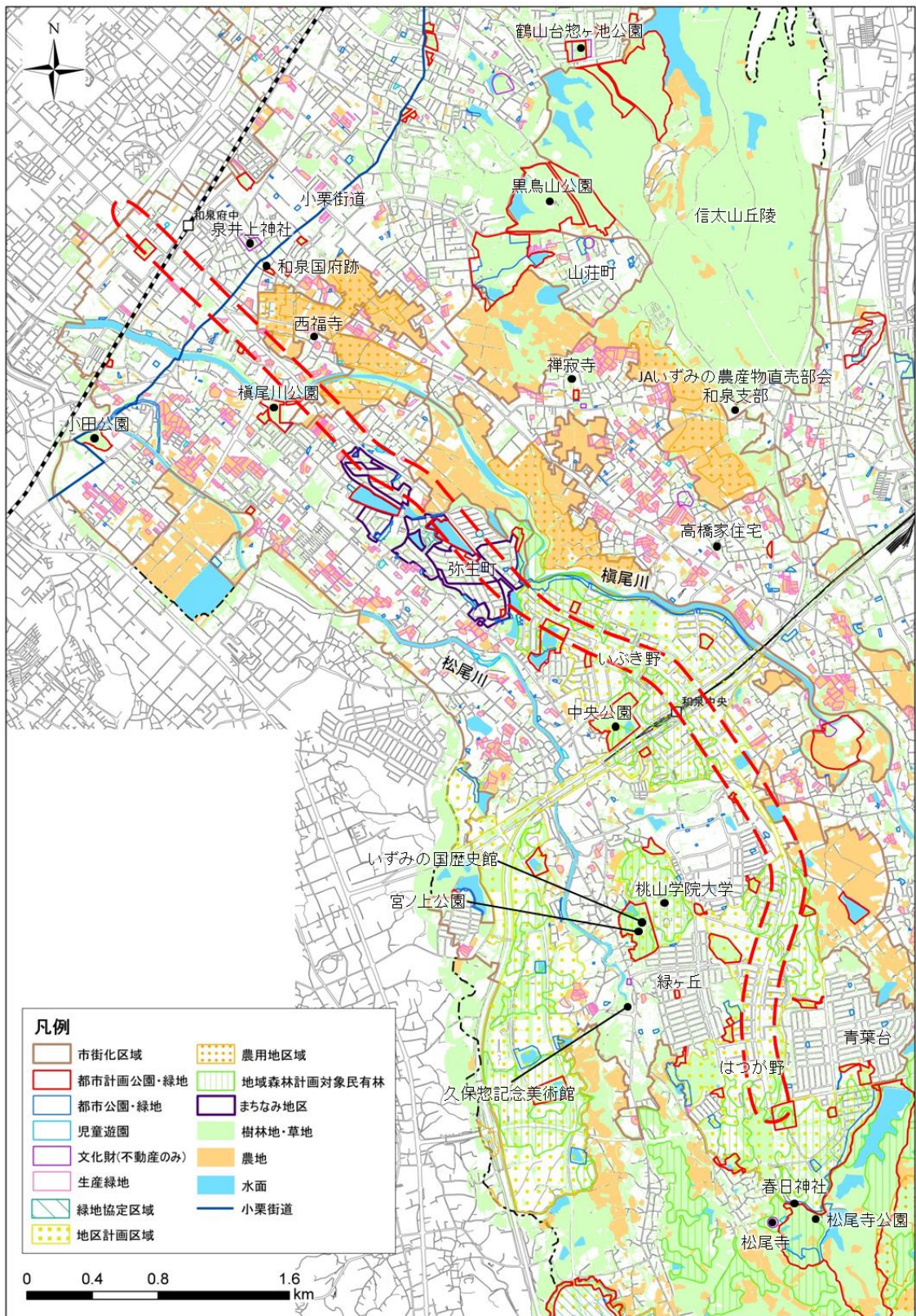


図 和泉中央線周辺緑化重点地区（候補）



### 3) 歴史街道

#### ●歴史的まちなみを活かしたみどりのまちづくり

小栗街道は、摂津・和泉を経て、紀州熊野へと通じる熊野参詣の道で、沿道には昔からある屋敷や社寺が立地し、歴史的な風情のあるまちなみが残っています。

かつての営みを今に伝える貴重な文化資源を保全しながら、まちなみを活かしたみどりのまちづくりを進めます。

#### 基本施策16:歴史的まちなみの保全とみどりのまちづくり

文化財振興課、道路河川室、公園緑地課

- ・小栗街道の歴史的な雰囲気が残るまちなみについて、かつての営みを今に伝える貴重な文化的資源として地域住民と協働による保全を図ります。
- ・公園、広場を確保します。
- ・小栗街道を含む周辺地域一帯の「緑化重点地区」の設定を今後も維持し、みどりのまちづくりを進めます。

#### 基本施策17:小栗街道を中心とした歴史資源ネットワークの構築

文化財振興課、健康づくり推進室、公園緑地課

- ・小栗街道のほか、池上曾根遺跡、和泉黄金塚古墳、丸笠山古墳、信太山丘陵など、周辺の自然・歴史的資源と一体となって、ウォーキングルートを設定するとともに、それにあわせた歴史資源を活かす周辺環境整備を行います。



図：小栗街道のまちなみ



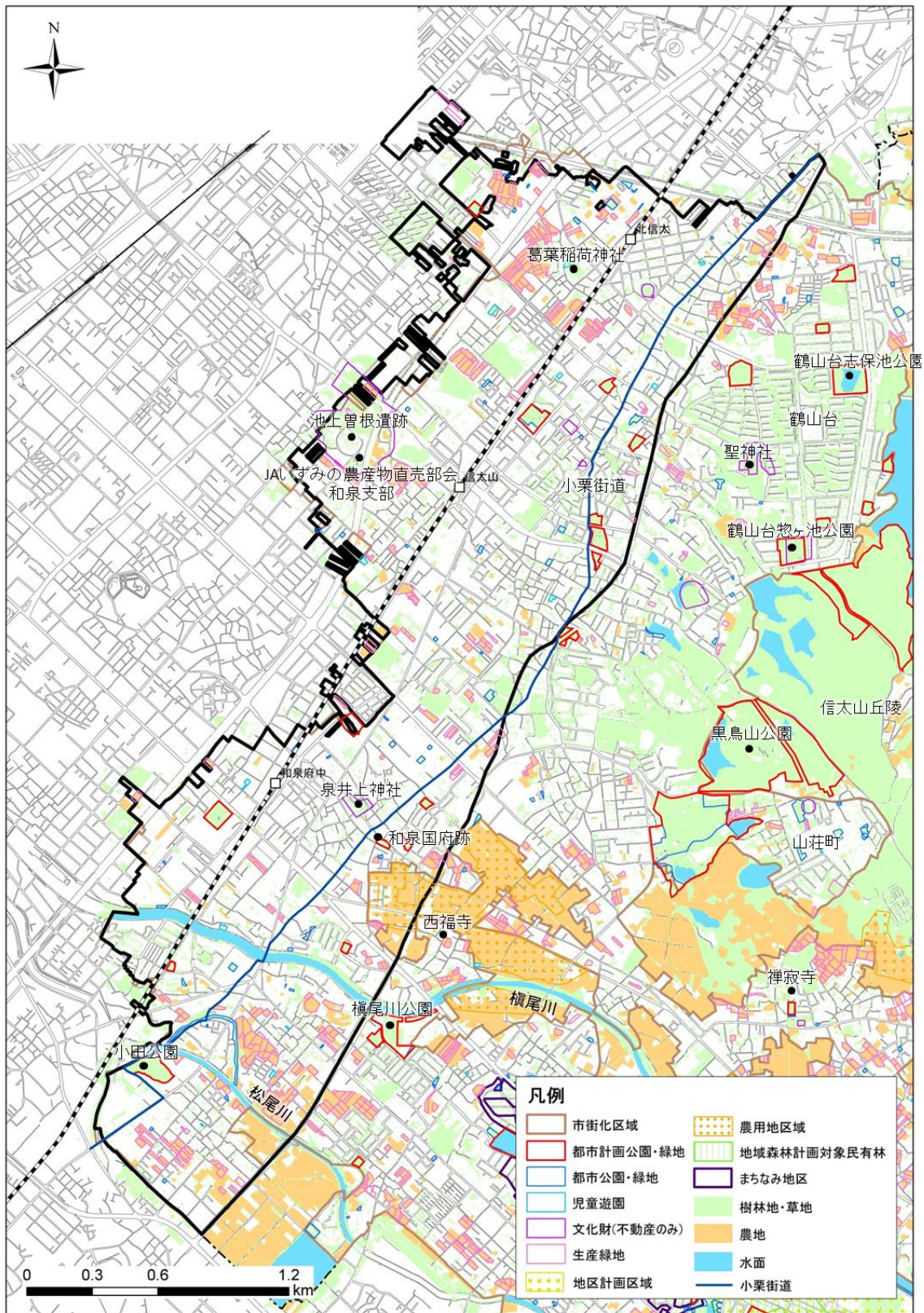


図 J R阪和線周辺緑化重点地区

## (4)みどりの土地利用

### 1) 農林エリア（林地）

#### ●林業振興と豊かな自然環境の保全

農林エリア（林地）は、植林地を中心とした林地が広がり、これらのみどりはヒートアイランド現象の緩和や土砂災害の低減等に寄与しています。

本エリアでは、林業の振興や各種法規制等を活用し、林地の保全に取り組みます。

\*本エリアの基本施策は、基本施策 1～3 に準ずる。

### 2) 農林エリア（農地）

#### ●農地の保全と農とのふれあいの場としての活用

農林エリア（農地）は、水田や畑地、果樹園が広がり、農作物の供給の場であるとともに、都市景観の向上、ヒートアイランド現象の緩和、災害防止等に寄与しています。また、農業体験の場として活用されています。

今後も、農地の保全を図りながらみどりのまちづくりを進めるとともに、身近な農とのふれあいの場として活用を図ります。

### 基本施策18:営農活動を基本とした農地の保全

農林課、農業委員会、都市政策課

- 農地を多面的な機能を有する自然系空間としてとらえ、無秩序な開発を抑制し、農業振興策と合わせ積極的な保全に努めます。
- 農産物の直売所の設置や日曜市の開催、直売ルートの開拓などによって、特色ある農業を展開します。
- まとまりのある良好な農地については、農業者だけでなく市民の幅広い参加による農空間の保全・活用を図ります。
- 農道整備や水路整備などの農業基盤整備においては、環境への負荷を最小限にとどめます。
- 遊休農地については、営農環境づくりを進めつつ、意欲ある農業者への利用の集積を図ります。



## 基本施策19:農地の活用促進

農林課

- 市民が身近に農とふれあうことができる市民農園・体験農園としての活用を図ります。
- 農地を避難空間や災害復旧用資材置場等として利用するため、関係機関と協力し、防災農地の活用に取り組みます。



図：市民農園

## 基本施策20:ため池の保全と環境整備

農林課、公園緑地課、環境保全課

- 自然共生型のため池整備を目指します。
- 周辺の樹林などを活かし、ため池空間と一体となった潤いある景観の形成を推進します。
- 生きものの生態調査を実施し、現状把握に努めます。
- 生きものの生育・生息空間を積極的に創出することにより、生物の多様性の維持・回復に努めます。
- 絶滅が危惧される生物や天然記念物の生息・分布状況を把握し、保全に努めます。
- 生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などの生息・分布状況の把握について検討します。
- 特定外来生物について、市民団体などと協力し対策を検討します。
- 安心・安全な水辺環境づくりのため、水路の維持管理に努めます。
- 市民との協働により、ため池の清掃や植栽管理等を行います。

### 3) 都市拠点エリア

#### ●まちの顔としてのみどりのまちづくりの推進と適切な維持管理

駅周辺などの本市の拠点となる場所については、大部分が駅前広場やアクセス道路の開発が一定完了していますが、今後も整備が必要なところもあります。

都市拠点エリアでは、まちのシンボル、まちの顔として、今後の整備と合わせみどりを活用した賑わいや潤いの形成を図ります。既に整備されたみどりについては適切な維持管理を進めるとともに、新たな都市機能の整備にあたっては、みどりを積極的に取り入れます。

#### 基本施策21:賑わいや潤いを演出するみどりの創出

##### 公園緑地課、道路河川室、土木維持管理室

- ・ 駅、商店街、公共施設の周辺など拠点性の高い地域においては、花とみどりによる修景を行い、まちの顔づくりを行います。また大阪府とも連携し、屋外空間における夏の暑熱環境を改善する取り組みを行います（「大阪府クールスポットモデル拠点事業」等）。
- ・ 北信太駅前においては、北信太駅前整備事業にて潤いのある景観づくりに配慮した道路計画を検討します。
- ・ 市庁舎等の公共施設においては、地域のモデルとなるように先導的な緑化を推進します。
- ・ 開発行為などの際には、みどりの保全や創出、生物多様性の保全について適切な配慮をするよう事業主に指導又は助言を行います。

#### 基本施策22:適切な維持管理とまちの顔としてのみどりのまちづくり

##### 公園緑地課

- ・ すでのみどりが整備されているところについては、まちの顔となるみどりとして、適切な維持管理に努め緑地の保全を図ります。
- ・ 花とみどりによる駅周辺の修景を推進します。また、駅を中心としてみどりのネットワークを形成します。



図：和泉府中駅前のみどり

\*公園・緑地の基本施策は、基本施策 6、7 に準ずる。



#### 4) 住宅エリア

##### ●人口減少・少子高齢化を踏まえながら潤いのあるみどりのまちづくりの推進

住宅地エリアの中でも、古くからの住宅地では、幅の狭い道路に建物が建て詰まっているなどみどりが少なく、空家等も増加し防災上の問題のある地区が見られます。新しい住宅は、公園・緑地等のみどりが計画的に整備されていますが、高齢化や人口減少、施設の老朽化が進む地区もみられ、住み替えの仕組みづくりや空家対策等が課題となっているところもあります。

古くからの住宅地では、各地区の特性に応じ、空家等の対策と合わせてみどり溢れる住宅地景観を目指しまちづくりを進めます。新しい住宅地では、既に整備されたみどりを適切に維持管理し、周辺の自然環境と調和するみどり豊かな住宅地景観を保全するとともに、高齢化等が進む地区では、団地等の再生・再編にあわせた緑化や空地等の活用を図ります。

#### 基本施策23: 新たなまちづくりにあわせた計画的な緑化

都市政策課、公園緑地課

- ・市街地開発事業などにより新たなまちなみが形成される地区においては、地域住民や関係権利者等との調整を図りながら、官民が連携して開発に合わせて緑化を推進します。
- ・地区計画制度や緑化協定制度等の活用を検討するなど、みどり豊かなまちなみ形成を誘導します。

#### 基本施策24: 空家・空地対策等とあわせた身近なみどりの創出

公園緑地課、道路河川室

- ・空地等を中心として、市民緑地制度等を活用し、新たなオープンスペースを確保します。
- ・公共住宅の建て替えにあわせ、育まれてきたみどりの保全と新たな緑化を推進します。

## 基本施策25: 民有地の緑化誘導、緑地保全・活用

公園緑地課、文化財保存課

- 「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」による大規模建築物の緑化を推進します。
- 開発行為などの際には、みどりの保全や創出、生物多様性の保全について適切な配慮をするよう事業主に指導又は助言を行います。
- 貴重な樹木については、天然記念物に指定し、保全します。
- 身近なみどりを守るための保全制度の導入を検討します。
- 鎮守の森等の市民の利用にも考慮したみどりの保全・活用を推進します。
- 既に指定されている、市内の府および市指定天然記念物の保全に努めます。



図：市指定天然記念物  
葛の葉稲荷神社のクス

## 基本施策26: 生産緑地制度を活用した都市内農地の保全

都市政策課

- 生産緑地制度を活用し、市街地内の貴重な緑地として農地を保全します。
- 市街化区域内の農地所有者の申し出により、生産緑地の追加指定を行います。
- 継続して生産緑地の指定を希望する農地所有者に対しては、税制特例を受けられることのできる「特定生産緑地」の指定を促します。

## 基本施策27:公共施設等の緑化

教育総務課、公園緑地課、政策企画室、道路河川室

- 公共施設をはじめ、自治会館や集会所、公道に面した宅地などの公開性の高い場所において、市民グループによる緑化を支援し、花とみどりのまちづくりを促進します。
- 学校施設とその周辺における緑化を推進します。生きものの生育・生息空間を積極的に創出することにより、生物の多様性の維持・回復に努めます。
- 校内樹木の中低木化を推進します。
- 校内高木の剪定及び伐採等による適正な維持管理を実施します。
- 公共施設の更新・整備にあたり、みどりの空間を確保します。
- 富秋中学校区におけるまちづくり構想において、再編の対象となる公共施設の整備にあたっては、適正な緑地面積を確保します。

\*公園・緑地の基本施策は、基本施策 6、7 に準ずる。

## 5) 工業エリア

### ●みどりの適切な維持管理と緑化誘導による魅力あるまちづくり

テクノステージ和泉では、「先進的な環境を備えたテクノパークの形成」、「働くひとに心地よい環境を備えたテクノパークの形成」、「地域の緑豊かな景観と調和する環境を備えたテクノパークの形成」を環境整備コンセプトに、計画的なみどりの整備や事業者による敷地内緑化が行われ、潤いのあるみどりの景観が形成されています。

既に整備されているみどりについては適切に維持管理を行うとともに、新たな事業者に対しては、適切に緑化誘導を図り、魅力あるまちなみを形成します。

## 基本施策28:みどりの適切な維持管理とさらなる緑化誘導

公園緑地課、土木維持管理室

- すでに緑化が施されている道路などについては、適切な維持管理に努め緑地の保全を図ります。
- 緑地協定やまちづくりガイドライン等に基づき、敷地内緑地の維持を誘導するとともに、新たな事業者については緑化を求めます。

## (5)みどりづくりへの参画と協働

### 1) みどりのまちづくりに関わる人材の育成

#### ●意識醸成、人材・活動団体育成の継続

本市では、みどりのまちづくりに対する意識の醸成を図るために、様々なイベントや学習の機会を提供しています。また、情報提供や学習機会の提供を通じて、みどりのまちづくりに関わる人材や活動団体の育成を図っています。

今後もみどりのまちづくりに対する関心や取り組みのきっかけづくり、新たな担い手等を増やしていくためにも、継続的な支援を行います。

#### 基本施策29:みどりのまちづくりへの関心の向上

#### 公園緑地課、環境保全課

- ・ 緑に関する情報提供の充実、キャンペーンや市民参加型のイベントなどによる啓発活動、緑づくりに貢献した市民顕彰の実施など、市民の緑に対する意識の向上に努めます。
- ・ 生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などが市民によって、放流・遺棄されないように情報提供・意識啓発に努めます。



図：都市緑化フェア



### 基本施策30:みどりのまちづくりに対する学習機会の提供

環境保全課、生涯学習課、農林課、文化財振興課

- 各生涯学習拠点施設において、みどりに関する学習講座（園芸教室、講習会、勉強会等）の開催・充実を図ります。
- 「いずみ市民大学」を活用して、市民のみどりに関わる学習意欲を醸成するとともに、みどりのまちづくりを担う人材を育成します。
- 桃山学院大学と連携し、大人も子どもも学ぶことのできるような生涯学習の機会づくりを進めます。
- 「水辺の自然観察会」など、市民参加による自然環境の観察の機会を拡充します。
- 農林業関係機関及び各種団体と連携を図りながら、新規就業者確保・育成に向けた講座を開講し、意欲ある担い手を育成します。



図：みどりに親しむ教室



図：水辺の自然観察会

### 基本施策31:みどりのまちづくりに関する情報提供の充実

公園緑地課、環境保全課、読書振興課

- 「地域情報化システム事業」によるCATV、ホームページ、広報などを活用して、みどりや環境に関する情報を受発信できる情報整備を推進します。
- みどりに関連する図書の実態に努めます。
- 広報のコラムやホームページのトピックスなどで、みどりや環境に関する身近な話題を提供します。
- 自然環境の調査結果について必要に応じ、ホームページなどで公表し、保全意識の啓発を図ります。
- 花とみどりに関する情報の提供・入手の場として、誰もが気軽に利用できるみどりの相談窓口などを設置します。

## 2) みどりのまちづくりへの参画促進

### ●みどりのまちづくりへの参画機会の提供

本市では、みどりのまちづくりへの参画を促進するために、様々な活動への機会を提供しています。

今後もより一層の推進を図るために、継続的に参画の機会をつくります。

### 基本施策32:市民のみどりのまちづくりへの参画機会の提供

公園緑地課、環境保全課、農林課

- 「いずみいのちの森事業」の理念を継承し、市民参加による植樹活動や森の再生活動を行います。
- 地域循環型社会の形成を目指し、みどりのツーリズムの振興を図りながら、農村と都市との物質交流や人的交流などの活性化を図ります。
- 市民農園や観光型農園の積極的利用を呼びかけます。



図：コミュニティファーム（鍛冶屋町）

- みどりづくりに関わる団体をはじめ、市民活動団体を支援するための1%市民活動支援制度(愛称:ちょいず)を実施するとともに、制度の周知を図ります。
- 市民活動センター(アイ・あいロビー)を核として、NPO、みどりづくり活動団体等の育成や市民のみどりづくり活動への参加促進等の事業を実施します。
- 「いずみ環境くらぶ」が実施している、環境問題への意識を高めることを目的とした清掃活動(廃棄ング)を支援します。
- 企業・団体の社会貢献(CSR)によるみどりの保全活動を支援します。
- 土、プランター、苗木、球根、種子など、緑化活動に必要な資材や道具を提供します。
- 公園花壇の一角などを活用した緑化スペースを提供します。
- 市民が自由に植えることのできる花壇やポットをまちかどへ配置します。
- 花とみどりに関するイベントや活動団体を支援するためのみどりの募金等を検討します。
- 黒鳥山公園のさらなる魅力向上のため、桜1,000本を目標として、市民参加による植樹を継続して行います。
- 道路沿いの民有地において、生垣緑化に対する支援を行い、みどりの拡がりの確保に努めます。

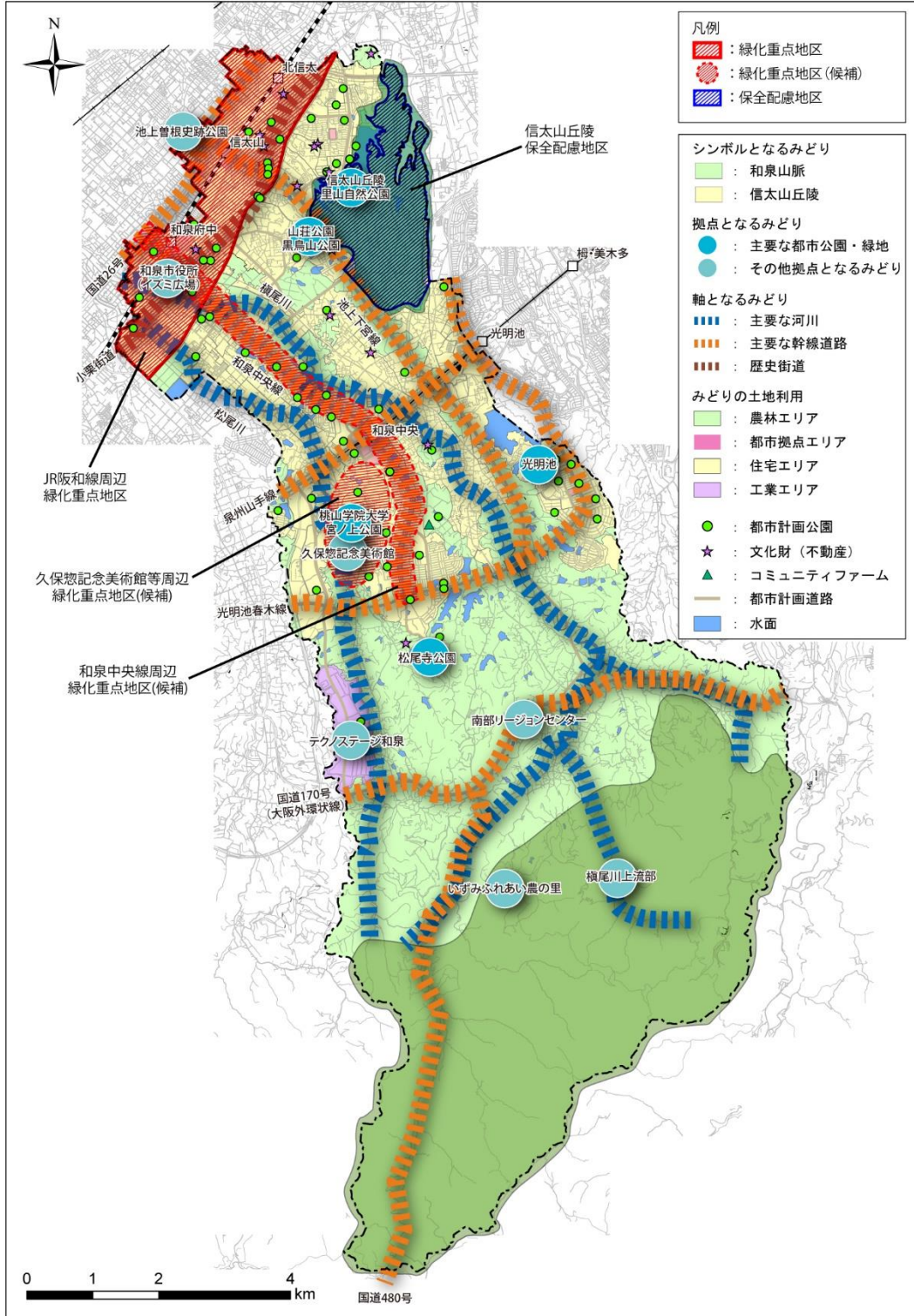


図：黒鳥山公園 千本桜植樹状況

- 桃山学院大学の学生と連携し、公園を活用した緑化イベントの実施など、みどりの普及・啓発活動を推進します。
- 広告・社名入りの街路樹・花壇設置など事業者と連携したみどりのスポンサー制度の導入を検討します。
- 事業者の協力を得て、市民が普段見ることのできない事業者敷地内のみどりを楽しむことができるように、一般公開の制度について検討します。
- 事業者敷地内の緑化にあたっては、道路沿いへの植栽や道路から見えるようなしつらえを働きかけます。
- CSR活動の一環としてみどりのまちづくりへの参画を働きかけるなど、事業者と一体となったみどりのまちづくりを進めます。



参考：緑化重点地区、保全配慮地区



■ 緑化重点地区、保全配慮地区総括

## **(1)緑化重点地区とは**

### **1) 位置付け**

- 都市緑地法第4条に定めるみどりの基本計画の緑化手法の一つです。

### **2) 設定目的と役割**

- 駅前などの都市のシンボルとなる地区や市街地開発事業の予定地区など、良好な都市環境の形成が望まれる地区において、緑化施策を総合的に進め、その取り組みを市全域に広げていく役割を担っています。

### **3) 設定によるメリット**

- 戦略的・集中的に緑化事業を行うことで、みどりのまちづくりのモデルを具体化できます。
- 緑化の効果が目に見える形で示されることで、他の地区における緑化意識や機運の向上などの波及効果が期待できます。
- 小規模な公園・緑地であっても、優先して整備することが可能となります。

## **(2)保全配慮地区とは**

### **1) 位置付け**

- 都市緑地法第4条に定めるみどりの基本計画の緑地保全手法の一つです。

### **2) 設定目的と役割**

- 緑地を中心として良好な自然環境の保全を図る必要がある地区において、市民の理解と協力を得ながら、戦略的・集中的に緑地を保全するため、緑地保全施策を総合的に進め、その取り組みを市全域に広げていく役割を担っています。

### **3) 設定によるメリット**

- 独自の規制を伴う制度ではありませんが、設定地区における具体的な保全目標を示すことで、既存の保全制度の適用・運用や市民参画・協働による緑地保全活動の推進など、より幅広い施策展開が可能となります。
- 概念的な地区設定となりますが、行政の意思を広く市民に示すことで、設定地区内の緑地の重要性についての認識を高めるとともに、緑地保全に対する意識共有を図ることが可能となります。
- 都市計画決定や条例制定の必要性がないなど、設定するための手続きに多くの時間・労力を要しません。